

新潟市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法(昭和 5 5 年法律第 6 5 号)第 1 8 条第 1 項の規定により,
農用地利用集積計画を定めたので, 同法第 1 9 条の規定により公告する。
なお, 同計画は次の場所に備え置いて閲覧に供する。

令和元年 6 月 1 4 日

新潟市長 中 原 八 一

1 新潟市農用地利用集積計画を備え置く場所

新潟市役所

農林水産部 農林政策課 (新潟市中央区学校町通 1 番町 6 0 2 番地 1)

北区役所 産業振興課 (新潟市北区葛塚 3 1 9 7 番地)